

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区妊婦歯科健康診査 健診及び歯科相談業務委託について
----	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部 健康推進課 健康事業係）

事業の概要

事業名	新宿区妊婦歯科健康診査
担当課	健康部健康推進課
目的	妊婦および産婦の口腔の健康の維持・増進を図ること
対象者	区内に住所を有する妊婦もしくは産婦
事業内容	<p>対象者に対し、指定歯科医療機関にて無料で歯科健康診査および歯科相談等を受診できる「妊婦歯科健康診査受診票」を交付する。</p> <p>事業の流れは、以下のとおり実施する。</p> <p>区が受診票等を作成し、対象者に交付する。</p> <p>対象者は、受診票を指定歯科医療機関に持参し、受診する。</p> <p>区より、指定歯科医療機関に対し、委託料を支出する。</p> <p>上記 について、歯科区内医師会会員の協力歯科医療機関に業務委託で実施する。</p>

件名 妊婦歯科健康診査業務の委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	新宿区妊婦歯科健康診査
委託先	社団法人 東京都歯科医師会牛込支部・同四谷支部 社団法人 東京都新宿区歯科医師会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者の 住所・氏名・電話・生年月日・年齢・出産予定日または出産日・歯の状態など口腔内所見・質問欄に記載された事項
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	歯科健康診査及び歯科相談は、高度な専門知識を要する業務であること、また、本事業が、妊娠中から身近な地域でかかりつけ歯科医を持ち、産後やその子どもを含めた口腔の健康の維持・増進を目的の1つとしていることから、区内歯科医師会の協力歯科医療機関に委託する。
委託の内容	区が作成した妊婦歯科健康診査受診票を持参した対象者に対し、歯科健康診査及び歯科相談等を行う。実施後、区へ事業結果を報告する。
委託の開始時期及び期限	平成22年5月1日 から以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	個人情報保護法、医療・介護関係事業者における個人情報取り扱いのためのガイドラインを遵守する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。